

鳥取県定期予防接種広域化事業実施要領

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課

1 目的

市町村長が行う予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する定期の予防接種について、接種機会を確保・拡大するため実施医療機関の範囲を県内全域とすることによって、予防接種率の向上や定期予防接種希望者の利便性向上を図り、もって健康被害の防止を図ることを目的とする。

2 広域予防接種の対象

（1）対象とする予防接種の種類

本要領の対象とする予防接種は、法第5条第1項で規定する市町村長が行う予防接種のうちA類疾病とする。

（2）本要領の対象者

（1）に掲げる予防接種について、居住する圏域以外の医療機関で受診を希望する者

3 広域予防接種を実施する市町村

（1）本要領に基づく定期予防接種の広域化（居住する圏域以外の医療機関で定期予防接種を受診する場合をいう。以下、「広域化」という。）を実施しようとする市町村は、報告書（別紙1）を鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課に提出する。

（2）県は、広域化を実施する市町村の一覧（別紙2）を作成の上、県内全市町村と公益社団法人鳥取県医師会（以下、「県医師会」という。）に送付する。また、県医師会は市町村の一覧（別紙2）を地区医師会に送付する。

4 協力医療機関

（1）広域化に協力していただける医師が所属する医療機関（以下、「協力医療機関」という。）は、地区医師会を経由して県医師会に市町村との契約締結に係る申込書を兼ねた委任状（別紙3）を提出する。

ただし、協力医療機関は、提出した申込書兼委任状（別紙3）に変更が無い場合、次年度以降の提出は不要とする。

各地区の協力医療機関名簿（別紙7）は地区医師会が作成し、申込書兼委任状（別紙3）と合わせて県医師会に送付する。

（2）地区医師会は協力医療機関に市町村の一覧（別紙2）を送付する。

（3）協力医療機関は、2（1）に規定する対象予防接種のうち接種可能な予防接種について実施するものとする。

（4）協力医療機関は、提出した申込書兼委任状（別紙3）の内容に変更があった場合は変更届（別紙4）を、本事業への協力を辞退する場合は辞退届（別紙5）を、地区医師会を経由して県医師会に提出する。地区医師会は、各地区的協力医療機関名簿（別紙7）を修正し、変更届（別紙4）又は辞退届（別紙5）と合わせて県医師会に送付する。

5 契約

（1）現行の定期予防接種委託契約との関係

市町村と地区医師会又は医療機関との間で締結している現行の定期予防接種委託契約（以下、「圏域契約」という。）はそのまま存続し、これを優先する。

（2）県内広域予防接種委託契約

市町村長と県医師会長との間で、毎年度、別紙6により広域予防接種に係る契約を締結するものとし、県医師会長は、広域予防接種について協力することを承諾した医師及び医療機関の代理人として契約を行う。

（3）協力医療機関名簿の作成

県医師会は、毎年度、各地区医師会から提出された協力医療機関名簿（別紙7）をとりまとめ、広域化を実施する市町村及び県に配布する。なお、協力医療機関名簿（別紙7）の変更等があった場合は、その都度、県医師会は、広域化を実施する市町村及び県に配布する。

6 接種の手続き

- (1) 居住する圏域以外で接種を希望する者は、居住する市町村に本事業での接種を希望する旨を電話等で連絡した上で、協力医療機関に接種を申し込む。
- (2) 協力医療機関は、接種希望者から申し込みがあった場合、居住する市町村が広域化を実施していることを確認した上で、予約を受け付け、接種当日も母子健康手帳、健康保険証及び特別医療受給者証等により居住する市町村を確認する。
- (3) 協力医療機関は、接種希望者が居住する市町村が使用する予診票により予診を行った後に、接種を行うものとする。
- (4) 協力医療機関は、接種後、母子健康手帳及び予防接種済証（ある場合のみ）に必要事項を記載して被接種者に交付する。

7 接種委託料

- (1) 広域予防接種に係る委託料は、接種希望者が居住する市町村における圏域契約で定めている料金と同一とする。
- (2) 市町村は、毎年度、市町村が定める様式により圏域契約に係る委託料を県に報告するものとし、県は報告内容を取りまとめた委託料金表を県医師会、さらに地区医師会経由で協力医療機関へ配布するものとする。

8 委託料の支払い

- (1) 協力医療機関の長は、実施月分の請求について、報告書兼請求書（別紙8）に予診票及び接種券（ある場合のみ）を添付して、契約書に定める期日までに被接種者の居住する市町村長へ送付する。
- (2) 市町村長は、報告書兼請求書（別紙8）を審査の上、適正と認めた場合は契約書に定める期日までに協力医療機関に対して委託料を支払うものとする。

9 健康被害発生時の対応

- (1) 予防接種による健康被害の救済措置は、予防接種法第15条により、被接種者の居住する市町村長が対応する。
- (2) コッホ現象を診断した協力医療機関の医師は、被接種者の居住する市町村長に報告する。
- (3) 予防接種の副反応疑い報告は、医師等が予防接種を受けた者において厚生労働省令に定める症状を診断した場合には、予防接種副反応疑い報告書を速やかに独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出するものとする。

附 則

この要領は平成30年2月5日から施行する。

附 則

この要領は平成30年2月22日から施行する。

附 則

この要領は令和2年10月1日から施行する。